ト　基準省令の興行の項の下欄第一号ハ(3)に規定する施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料 ［(1)・(2)　略］ (3)　運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ(3)(vi)(a)から(e)までのいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面 二　基準省令の興行の項の下欄第一号イに該当する場合　前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料 イ　基準省令の興行の項の下欄第一号イに規定する機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の当該機関の概要を明らかにする資料 ロ　当該機関の経営者及び常勤の職員の名簿 ハ　当該機関の経営者及び常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号イ(2)(i)から(v)までのいずれにも該当しないことを当該機関が申し立てる書面 ニ　当該機関が過去三年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもつて在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払つていることを証する文書 三　基準省令の興行の項の下欄第一号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する場合　第一号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料 四　［略］ 五　［略］	［略］	
ト　基準省令の興行の項の下欄第一号ハに規定する施設を運営する機関（以下「運営機関」という。）の次に掲げる資料 ［(1)・(2)　同上］ (3)　運営機関の経営者及び当該施設に係る業務に従事する常勤の職員が基準省令の興行の項の下欄第一号ハ(6)(i)から(v)までのいずれにも該当しないことを運営機関が申し立てる書面 ［号を加える。］ 二　基準省令の興行の項の下欄第二号イからホまでのいずれかに該当する場合　前号イ及びハからホまでに掲げるもののほか、招へい機関の登記事項証明書、損益計算書の写しその他の招へい機関の概要を明らかにする資料 三　［同上］ 四　［同上］	［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。